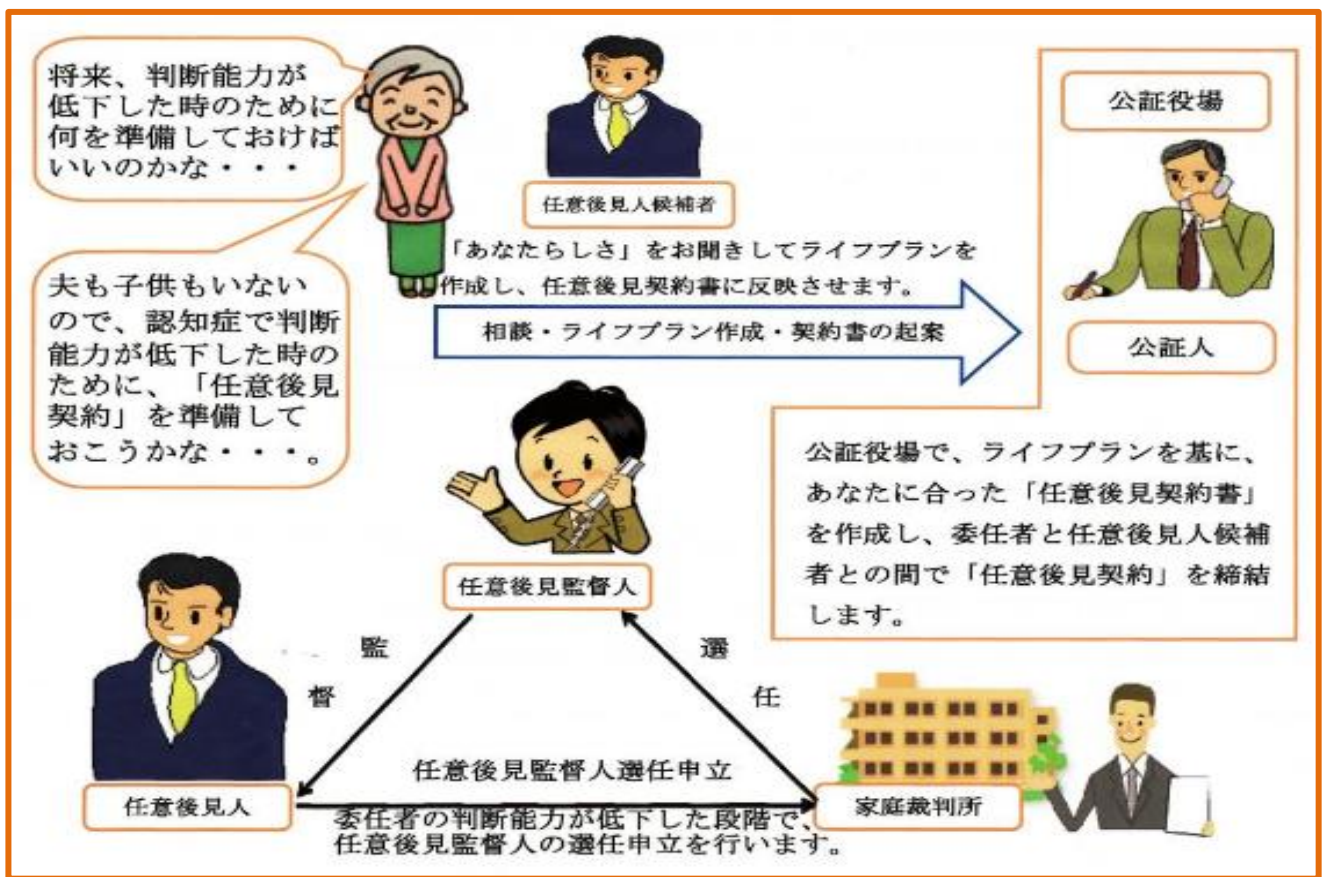


任意後見制度とはどういう制度？



ご本人が元気なうちに、将来判断能力が衰えたときあなたの将来の不安に備え安全に安心して生活できるように支援します。ご本人が元気なうちに、将来判断能力が衰えたときには、誰に、何を手伝って欲しいか、どのようなケアを受けたいか等について、あらかじめ任意後見受任者との間で任意後見契約を締結しておきます。精神上的障がいによりご本人の判断能力が衰えたときに、任意後見人がご本人の意思を実現する制度です。任意後見契約は、公正証書で締結します。



- 2011年2月任意市民後見人口座を受講
- 2013年3月任意後見契約締結 1名、現在 2名の支援
- 支援活動:遺言書の契約、高齢者の終活相談など
- 独自の養成講座を開催 2017年11月～12月 20名受講
- 現在活動人員 19名 (講座受講者)